令和6年度~令和8年度三重県職員健康診断業務委託 仕様書

- 1 件 名 令和6年度~令和8年度三重県職員健康診断業務委託
- 2 委託契約期間 契約日から令和9年3月31日まで
- 3 実施内容
 - (1)健康診断項目

健康診断実施内容は次のとおりとし、その内容は<u>別添1</u>の検査項目一覧表に掲げる検査項目等の内容で行う。

- ① 定期健康診断
- ② 特定業務従事者健康診断
- ③ 特殊健康診断
 - a. 放射線業務従事者健診
 - b. 有機溶剤及び特化物取扱者健診
- ④ 採用時健康診断
- ⑤ 臨時健康診断
- ⑥ その他の検診
 - a. 胃がん検診
 - b. 子宮頸がん検診
 - c. 乳がん検診
 - d. 肺がん検診
 - e. 大腸がん検診
 - f. 情報機器作業者健診

(2) 受診票及び問診票

別途、三重県立総合医療センター(以下:総合医療センター)と協議のうえ決定すること。

(3) 判定

既往歴、自覚症状、業務歴等、診察及び検査の結果により、判定基準表(<u>別添2</u>)、健康生活・総合判定表(別添4)、判定・コメントにおける特記事項(<u>別添5</u>)に従って判定を行うこと。ただし、測定方法等の違いによりこれによることができない場合や判断基準の変更があった場合は、別途、総合医療センターと協議のうえ決定すること。それ以外は、医師の任意判定により行うこと。

① 判定については、a:異常なし、b:要経過観察、c:要指導、d:要精検、

- e:要医療、f:医療継続の6段階とする。
- ② 総合判定及び検査項目毎に判定を行うこと。

(4) 診察及び医学的助言指導

診察に際しては、既往歴、自覚症状、業務歴等について留意のうえ、診察を実施すること。必要な者に対しては医学的助言指導を行い、内容については具体的に受診票に記入すること。

- ① 自覚症状の訴えのある者については、再度確認し、指導すること。
- ② 自覚症状の強い者については、精密検査が必要かどうか判断し、指導すること。
- ③ 問診票の「相談希望」の項目に記載がある者については、その者に対して指導を行い、必要と思われる者については、健康相談等を利用するよう勧めること。
- ④ 不定愁訴のある者のうち、必要と思われる者については、健康相談等を利用 するよう勧めること。
- ⑤ 「平成22年度4月1日施行の定期健康診断における胸部X線検査等の対象者の見直しに関する改正について」に基づき受付時に胸部X線検査の省略を希望する職員について、呼吸器疾患等に係る自覚症状、他覚所見及び既往歴等を勘案し、省略してもよいか総合的に判断すること。
- ⑥ 3(1)②の2回目について、労働安全衛生規則上、省略できるとされる項目について省略してもよいか判断すること。

(5) 健康診断実施時期

- ① 3 (1) ①~⑥のうち、⑤を除き、別表3のように健康診断を実施すること。
- ② 3(1)④(年度途中採用者分)、⑤については、随時、総合医療センター又は 委託健診期間が指定する健診会場で実施すること。
- ③ 健康診断実施予定日に、地震、暴風雨その他異常な自然現象または人為的要因による災害が予想され、実施困難な状況が想定される場合は、受託者は総合医療センターにその旨を申し出るとともに、総合医療センターは実施予定日前日までに中止または延期を決定し受託者に連絡する。健康診断実施当日または実施中にこれらの災害が発生した場合は、状況に応じ両者が協議のうえ中止または延期を判断する。この場合必要に応じ、両者が協議の上別日程にて健康診断を実施すること。

(6) 健診開始前の準備について

- ① 受診者情報は、エクセル形式のデータファイル等で総合医療センターから健 診実施機関に提供する。なお、エクセルの様式については、別途総合医療セン ターと健診実施機関で協議の上決定する。
- ② 年齢基準日は各年度の3月31日とし、受診票、個人結果票等すべて基準日で

統一すること。

③ 健康診断の受診に必要な受診票、問診票、尿検査及び大腸がん検診の検体を採 取する容器及び総合医療センターが特に求める案内は、健診実施日のおおむ ね二週間前までに事務局総務課に送付すること。

(7) 健康診断実施にあたっての注意

- ① 健診実施体制全般について
 - ア 混雑を防止するため、適切な数の人員を配置すること。また、混雑時には、 人員配置を柔軟にし、対応すること。
 - イ 受診票の予備を用意すること。
 - ウ 健診機器の確認・整備点検を確実に行うこと。
 - エ 健診会場は、採血時の消毒綿の散乱等がないよう常に清潔に保つこと。
 - オ 受診者が健診中に体調不良となった時のために休息するスペースを確保しておくこと。また、配慮が必要な職員に対しては、椅子を準備するなど必要に応じ対応すること。
 - カ 健康診断順序については、部屋数、職員数を考慮し、スムーズに受診できるように配慮し、健診実施機関において設定するとともに、案内表示板等で掲示すること。
 - キ 各健診会場とも実施場所がわかりやすいように案内表示板等を設置すること。また、原則として受付開始20分前には準備を完了することとし、受付終了後10分間は片付けずに受診者を待つこと。ただし、健診会場の移動が必要な場合は、できる範囲内で対応すること。
 - ク 各健診会場での実施にあたっては、プライバシーに充分配慮し、特に診察室 内の会話が他の受診者に聞こえないように待合場所を設置すること。
 - ケ 検査必要項目について確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意 すること。
 - コ 配慮が必要な職員の健康診断実施の体制については、適宜、総合医療センターと協議のうえ決定すること。
 - サ 各日程とも、各健診会場の確保は総合医療センターで行うが、会場の準備、 後片付け等は健診実施機関で行うこと。
 - シ 各健診会場において、感染症予防対策を徹底すること。
- ② 受付について
 - ア 受付簿の作成を行い、受付番号、職員区分、X線番号、所属コード、個人番号、カナ氏名、性別、受診項目を記入すること。
 - イ 受診票の予備を準備し、目に付きやすい位置に配置すること。
 - ウ 採用時健康診断及び定期健康診断においては法定外検査項目も含めて希望 受診できるため、検査する項目を確実に把握すること。

- エ 便潜血については、便潜血検体回収名簿を作成し、採番する等、受診者と検 体を取り違わないようにすること。
- オ 「平成22年度4月1日施行の定期健康診断における胸部X線検査等の対象者の見直しに関する改正について」に基づき、受付時に胸部X線検査の省略を希望する職員については、未受診理由を受診票に記載し、総合医療センターへ報告すること。
- カ 受診途中で職場に戻る受診者がいる場合は、受診者から受診票を預かり「健 診時間内に残りの項目を受診するよう」伝え、当該検査項目場所で受け取っ た受診票は受付へ戻しておき、受付で預かるようにすること。

(8) 検査項目別の健診体制について

胸部X線

- ア 胸部 X 線撮影車両は 1 台以上で実施することとし、撮影にあたり待ち時間 が発生する場合は、待合場所を設け撮影車両への誘導を行うこと。また、男 女が混同して受診する場合は、健診車両の入り口で受診の順番の整理を行う担当者を配置してプライバシーに配慮すること。
- イ 配慮が必要な職員で立位撮影に対応できない場合は、リフト付き健診車両 にて撮影を実施すること。
- ウ胸部X線番号は、番号等を付し、受診者を取り違わないようにすること。

② 身体測定

- ア 全ての各健診会場で1カ所以上設置すること。
- イ 自己申告は、原則認めないこと。
- ウ 受診者全員に身長・体重・腹囲を計測し、小数点第1位まで測定すること。 ただし妊娠中の者は腹囲の測定を要しない。腹囲を計測する体制、計測場所 及び順序については、必要に応じ総合医療センターと協議のうえ決定する こと。

③ 尿検査

- ア 全ての各健診会場で1カ所以上設置すること。
- イ 事前に配布した検体採取セットで検体を提出した場合は、各健診会場で検 査しなくてもよいこと。
- ウ 各健診会場で検体を採取する受診者に対応できるように採取場所の確保を 行うとともに採取用コップを準備して各健診会場で検査できる体制を整え ておくこと。

④ 血圧測定

- ア 全ての各健診会場で1カ所以上設置すること。
- イ 測定にあたり、1回目の最高血圧が140以上又は最低血圧が90以上のいずれかに該当する受診者の場合は、2回目を測定すること。受診票には2

回とも測定値を記入すること。

ウ 最高血圧が140以上又は最低血圧が90以上のいずれかに該当する受診 者に対し、二次検査を実施すること。

⑤ 視力検査

ア 各健診会場は、1カ所以上設置すること。

イ 希望者には、情報機器作業者健診を同時に実施すること。

⑥ 聴力検査

- ア 全ての各健診会場で1カ所以上設置すること。
- イ 空調等の騒音が検査の支障とならないよう、十分に配慮すること。
- ウ d Bの記入は不要、1回目が所見ありであれば再測定すること。また、2回目が所見なしであれば所見なしとすること。

⑦ 血液検査

ア 全ての各健診会場で1カ所以上設置すること。

イ 採血の手順に関しては、日本臨床検査標準協議会が示す標準採血法ガイド ライン (GP4-A3) に基づき行うこと。

⑧ 心電図検査

ア 全ての各健診会場とも原則2台以上で実施すること。ただし、受診者の少ない会場では総合医療センターの了解を得て1台として差し支えない。外部から検査状況が見えることのないよう、また、隣同士の検査状況が見えることがないよう、プライバシーを充分確保したうえ実施すること。

⑨ 眼底検査

ア 全ての健診会場で1カ所以上設置すること。

- イ 原則、両眼底を撮影すること。
- ウ 撮影は、ポラロイドカメラ又は、デジタルカメラを使用すること。

⑩ 肺がん喀痰検査

- ア 年齢40歳以上かつブリンクマン指数600以上の者を対象に希望を確認 すること。
- イ 希望者には、採痰容器、取扱説明書、返信用封筒(切手貼付)を渡し、検体 を容器に入れて郵送するように伝えること。
- ウ 喀痰検査の受診者名簿を作成すること。

診察

1名以上の医師を配置し、混雑が予想される場合は増員すること。採用時健康 診断についても、必要に応じ同様に取り扱うこと。

② 胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診 健診体制の詳細については、別途、総合医療センターと協議のうえ決定すること。

(9) 受診を拒否する職員への対応

当該年度4月1日以降受診済みの者、今後1ヶ月以内に受診予定の者、病院受診等理由がある場合で受診拒否する場合は、受診結果を1ヶ月以内に事務局総務課へ報告するよう伝えること。また、受診拒否があった場合は、拒否理由を受診票に記載し、事務局総務課に連絡すること。

(10) 健診実施後の処理

- ① 個人結果票、職員健診結果一覧表の処理
 - ア 個人結果票には、総合判定コメント及び生活習慣等に関するアドバイスコメントを含めること(総合判定コメントの内容については、判定・コメントにおける特記事項(<u>別添5</u>)を参考のこと)。なお、総合判定コメント、各結果票及び職員健診結果一覧表について、事前に総合医療センターの審査を受けること。
 - イ 職員健診結果一覧表は、法定項目か法定外項目かがわかるようにすること。
 - ウ 個人結果票は、健診実施後おおむね3~4週間以内に総合医療センターに送 付すること。
 - エ 受診者には、個人結果票を厳封した状態で総合医療センターに進展で送付すること。なお、総合医療センターで定める検査項目で要精検を判定された受診者には総合医療センターで定める精密検査票を、同じく、治療中と申告のあった受診者には総合医療センターで定める治療中経過報告書を同封すること。総合医療センターには職員健診結果一覧表を送付すること。
 - オ 検査項目を分割して受診した場合や喀痰・便潜血検体の提出が遅れた場合で個人結果票の発送期限に間に合わない場合は、個人結果票は複数枚に分けて送付するものとし、後日追加項目を含めた個人結果票を上記ウの方法により送付すること。

② 健診結果データの処理

ア 個人結果票、職員健診結果一覧表の様式は別途、総合医療センターと協議の うえ決定すること。また、結果に基づくデータについては総合医療センター の求めに応じてエクセル形式のデータファイルを提供すること。

③ 健診結果票の保管

- ア 電算処理が終了した健診結果票、胸部エックス線フィルム及び心電図などの 検査にともなう資料は、健診実施機関において5年間保管すること。
- イ 健診実施機関で保管する上記アの検査にともなう資料は、次年度以降の照 会等に応じて参照できるよう整理し、総合医療センターの確認要請に随時 対応すること。
- ウ 健診実施機関で保管する上記アの検査にともなう資料は、総合医療センタ ー又は本人が借用を申し出た場合には、その要請に従うこと。

(11) 個人情報の取扱い

この事務を処理するための個人情報の取扱いについては、<u>別添7</u>「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならないものとする。

(12) 緊急連絡

健診実施機関が緊急対応を必要と判断した職員については、ただちに、総合医療センター健康管理医へ連絡し、判定後は速やかに個人結果票の全ての項目を記入の上、個人結果票のコピーを提出すること。

(13) その他

- ① 健診に際しては、健診日の10日前までに連絡すること。
- ② 健診当日に交通渋滞、車の事故等により予定時刻までに到着不可能の場合は、 事務局総務課に速やかに連絡し、措置を講ずること。
- ③ 健診実施に伴う事故等が発生したときは、第1に現場で応急措置を施したうえ、直ちに事務局総務課へ電話連絡し、指示を受けること。併せて受診者本人や所属に対しては誠意をもって対応し、説明を速やかに行うこと。また、検査方法に瑕疵があり、受診者に身体的な被害(死亡、1週間以上にわたり日常生活や業務に支障をきたす損傷、障害など)を生じた場合の損害に関しては、受託者の責任で賠償等を行わなければならない。
- ④ 健診の実施にあたり発生した医療廃棄物は、法律に基づき責任をもって適正 に処分すること。
- ⑤ 3(1)健康診断項目の⑦のaについては、必要経費の2/3を総合医療センター、1/3を地方職員共済組合三重県支部、⑦のb、c、d(喀痰検査)、eについては必要経費の1/2を総合医療センター、1/2を地方職員共済組合三重県支部で負担する。その他については総合医療センターで負担する。
- ⑥ その他必要な事項は、別途、事務局総課より指示する。

4 受診予定人数

別添6のとおり。

なお、受診予定人数については、受診者情報を提供する際に確定することとし、受診予 定人数の増減に対応できる体制を整備しておくこと。

5 健診受付時間

別添3 健康診断日程表による。

6 履行場所

総合医療センターの指定する場所において実施するものとする。

7 期間内に受診できなかった者の取扱い

年度途中での採用者、公的理由(産育休、長期出張等)で健康診断実施期間中に受診できなかった者については、受託者が保有する健診施設において随時健康診断を実施すること。なお日程は総合医療センターとの協議による。

8 検査方法

各健康診断終了後、健康診断の結果を総合医療センターの指定する様式により事務局 総務課へ提出して検査を受けるものとする。

9 委託料

本業務は単価契約とし、実施した検査項目ごとに受診した人数を乗じたものを合計して算出した金額に消費税及び地方消費税を外税で加算した金額を委託料とする。

10 支払方法

総合医療センターの指定する職員について実施した健康診断についての検査終了後、 請求書に基づき、30日以内に支払う。

11 その他

- (1) 重大な法改正等があった場合、本仕様書に定めなき事項、又は不明な点がある場合は、その都度、総合医療センター担当者の指示を受けること。
- (2) 事務にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬等、本件委託に伴う諸経費は受託者が負担すること。
- (3) その他、法改正等により検査項目等に変更、追加が生じる場合は、双方協議のうえ、必要に応じ変更契約を行うものとする。
- (4) 事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ総合医療センターに報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、総合医療センターと協議を行うこと。